

ウミガメ倶楽部規約

第1章 総則

(名 称)

第1条 本会の名称は、ウミガメ倶楽部という。

(事務所)

第2条 本会の所在地は、千葉県鴨川市宮 2,015-62 に置く。

(目 的)

第3条 本会は、ウミガメ類を取り巻く自然環境の保全をテーマとして、私どもの暮らす海岸での研究及び保護活動を目的とする。

(事業の種類)

第4条 本会は、主に次の事業を行う。

- (1) ウミガメ類を取り巻く自然環境の保全に関わる事業
- (2) ウミガメ類の研究・保護活動の発展および育成に関する事業
- (3) 地域環境改善の為に温暖化防止対策の研究および河川・海浜並びに森林保全活動推進に関する事業
- (4) 官民一体となった環境保護を進める為の事業
- (5) 会員および関係団体等との相互連絡と情報の収集及び提供に関する事業
- (6) 前各号に掲げるものの他第3条の目的を達成するために必要な事務および実務に関する事業

第2章 会員

(種 類)

第5条 本会の会員は次の4種類とする。

- (1) 正 会 員 本会の目的に賛同して入会し活動を推進する個人、団体又は法人
- (2) 特別会員 本会の目的に賛同して入会し活動を資金面から支援する個人、団体又は法人
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同して入会し活動面から支援する個人、団体又は法人
- (4) ボランティア員 本会の活動をサポートするために入会する個人、団体又は法人

(入 会)

第6条 正会員又は特別会員、賛助会員並びにボランティア会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。会長は正会員の

申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、認めない場合は理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

- 2 本人が死亡し、又は会員である団体が解散、消滅したときは、退会したものとみなす。
- 3 会費を2年以上納入しないときは、退会したものとみなす。ただしその会員には事前に、2年間未納であること、また退会のおそれのあることを通知する。

(除 名)

第9条 会員が本会の名誉を棄損し、またはその設立の趣旨に反する行為をしたときは、幹事会において総役員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

(抛出金品の不返還)

第10条 会員が既に納入した会費その他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(役員の種類)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 幹 事 5名
 - (4) 事務局長 1名
 - (5) 監 事 1名
- 2 会長、副会長は、幹事会の互選により決める。
 - 3 監事は、幹事又は本会の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、本会を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 幹事は、幹事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 4 事務局長は本会の事務を掌る。

5 監事は次に掲げる業務を行う。

(1) 役員の仕事執行の状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法

令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。

(4) 業務執行の状況又は本会の財産の状況について幹事会に意見を述べること。

(顧問、相談役)

第 13 条 本会に、顧問、相談役を置くことができる。顧問、相談役は幹事会で選出し、会長が任免する。

2. 顧問、相談役は、会長の諮問に応じて会の活動や運営に助言する。

(任期)

第 14 条 役員の仕事は、2 年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員の仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(欠員補充)

第 15 条 幹事のうち、その定数の 3 分の 1 を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 16 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

(報酬等)

第 17 条 次の範囲内で報酬を受けることができる。

2 会員は、その職務を執行するために要した費用を弁償する事ができる。

3 前 2 項に対し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第 4 章 総会

(種別)

第 18 条 本会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第 19 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 20 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) この他本会の運営に関する重要な事項

(開催)

第 21 条 通常総会は毎年 1 回、開催する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または会員の 4 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、もしくは監事が第 12 条第 5 項第(3)号の規定により招集したときに、開催する。

(招集)

第 22 条 会議は会長が招集する。但し前条第 2 項後段の規定による場合は、監事が招集する。

- 2 総会を招集するには、会員に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の 7 日前までに文書を持って通知しなければならない。

(議長)

第 23 条 総会の議長は、会長または副会長が指名し、承認を得た者が行う。

(定足数)

第 24 条 会議は、総会においては会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 25 条 総会の議事は、この規約に別に規定するものの他、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第 26 条 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の構成員を代理人として表決を委任すること

が出来る。この場合において、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 会議の議事については、つぎの事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員または幹事の現在数
- (3) 出席した会員の数（書面表決者および表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した会員または幹事の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第5章 幹事会

(構成)

第28条 幹事会は会長、副会長、幹事、事務局長、監事をもって構成する。

(権能)

第29条 幹事会は、この規約で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 会議すべき事項
- (2) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第30条 幹事会は会長が必要と認めたとき、または幹事の過半数から会議の目的たる事項を示して請求があつたとき開催する。

(議長)

第31条 幹事会の議長は会長が当たる。

(議決等)

第32条 本会の業務は、幹事会メンバーの過半数をもって決する。

第6章 資産・会計及び事業計画

(資産)

第33条 本会の資産は、次の各号に掲げるものを持って構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産

- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 34 条 資産は、会長が管理する。

(経費の支弁)

第 35 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 36 条 この法人の事業計画及び予算は、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定)

第 37 条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

(事業報告書及び決算)

第 39 条 事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 39 条 本会の事業年度は毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終る。

第 7 章 事務局

(設 置)

第 40 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局職員は、会長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第 41 条 本会の事務局には、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第 8 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 42 条 この規約の変更は、総会において会員の過半数が出席し、その出席者の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

(解散)

第 43 条 本会は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

2 総会の議決により解散する場合、総正会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

第 9 章 雑則

(委任)

第 44 条 この規約の施行について必要な事項は、規約で定めるほか総会の議決を経て会長が別に定める。

付則

- 1 この規約は、本会の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の会費は、第 5 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

(1) 正 会 員	年会費	1,000 円
(2) 特別会員	年会費	10,000 円
(3) 賛助会員		免除
(4) ボランティア員		免除
- 3 本会の設立当初の役員は 11 条第 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる通りとし、その任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 19 年 9 月 30 日までとする。

①会 長

氏 名 椎野 瑞穂

②副会長

氏 名 須田 厚

氏 名 ベアトリス・イトウ

③幹 事

氏 名 石井 哲爾

氏 名 光永 勲

氏 名 佐々木 義祐

④事務局長

氏 名 伊藤 清

⑤監 事

氏 名 臼田 逸茂

4 この規約は、平成18年10月1日から施行する。